

漁港災害関連事業

1. 目的

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設について構造物の強化等を図り、再度災害を防止することを目的とする。

2. 定義

「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生じた災害をいう。

「漁港災害関連事業」における「漁港」とは、負担法でいう漁港及び海岸（漁港区域に係るもの）をいう。

3. 対象施設

負担法対象施設と同

4. 採択要件

1) 効果が大であるもの

2) 原則として他の改良計画のないもの

3) 都道府県又は指定市が事業主体の場合、 1件 800万円以上の工事
市（指定市除く）町村が事業主体の場合、 1件 600万円以上の工事

5. 事業主体

都道府県、市町村

6. 国庫補助率

1) 漁港 5/10以内

2) 海岸 本土 1/2 北海道、離島 11/20 奄美 2/3以内 沖縄 6/10以内

7. 平成18年度概算決定額（前年度予算額）

22百万円（80百万円）